

## 福井県畜産試験場飼養家畜等貸出事業要領

### (目的)

第1条 本要領は、県内の団体等が、家畜とのふれあいを通じ、畜産への理解醸成を深めるとともに、地域の教育施設（学校・児童館等）と連携して家畜を活用した情操教育を行う等、次の各号に繋がる事を目的とする取り組みに対して、福井県畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）の「なかよしとんがり牧場」で飼養する家畜を貸出すことについて必要な事項を定める。

- (1) 家畜とのふれあいを通じ、家畜への親しみと理解を深めること
- (2) 家畜を使った情操、癒し等を目的とした教育活動等を行うこと
- (3) 地域の景観や農地保全を図ること

### (貸出対象者)

第2条 前条の家畜等の貸出を受けることができる者（以下、借受者）は、前条の目的に沿う、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 営利を目的としない事業を行う、県内に所在地がある団体または個人
- (2) その他、畜産試験場長が認める団体や個人等

### (貸出家畜等)

第3条 貸出を行う家畜等は、次の各号に掲げるものとする。ただし貸出する家畜の種類、頭数および期間については、畜産試験場のふれあい業務に支障のない範囲内であることとし、その都度、畜産試験場と協議する。また、家畜の性質上、1か所あたり2頭以上での貸出とする。

- (1) 山羊
- (2) めん羊

### (事業計画の事前協議および飼育予定場所の確認)

第4条 借受者は、事前に事業計画および飼育場所や管理方法について畜産試験場と協議するものとする。畜産試験場は、それらの内容を検証、確認し不適と判断した場合は貸出を行わないものとする。

### (借受申請)

第5条 借受者は、福井県畜産試験場飼養家畜等借受申請書（別記様式1、以下「申請書」という。）を畜産試験場長あて提出するものとする。

### (貸出決定)

第6条 畜産試験場長は、申請書の提出があったときは内容を審査し、貸出することが適当と認められたときは、速やかに福井県畜産試験場飼養家畜等貸出決定通知書（別記様式2）を送付するものとする。

(費用の負担)

第7条 貸出を受けた家畜等にかかる管理等に要する経費はすべて借受者において負担するものとする。

(家畜管理者等の設置)

第8条 借受者は、家畜の適切な健康管理を行うため、家畜の管理責任者を置くものとする。

(借受者の義務)

第9条 借受者は、畜産試験場からの家畜飼養管理等の指示を順守するものとする。

- 2 家畜により人または物品に不測の事態が生じたときは、借受者の責任において処理するものとする。
- 3 借受者は、家畜を第三者に貸し出してはならない。
- 4 借受者は、申請書に記載してある家畜等飼養管理場所を無断で変更してはならない。

(事業報告)

第10条 借受者は、貸付期間の終了後速やかに、実績報告書(別記様式3)を提出するものとする。

(事故処理)

第11条 借受者は、借受期間中において家畜等に病気・事故が疑われるときは、速やかに畜産試験場に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受者は、家畜等に病気や事故が生じたときは、事故報告書(別記様式4)を提出し、損害相当を弁償しなければならない。死亡の場合の損害相当は、それぞれが協議して決定する。畜産試験場返却後に病気や事故が認められ、その原因が貸受期間中の飼養管理に起因することが判明した場合も同様とする。

(その他)

第12条 借受者は、畜産試験場「なかよしとんがり牧場」の貸出家畜である旨を飼養管理場所に表示するものとする。

- 2 この要領に定める以外の事項については、別途、畜産試験場長と協議するものとする。

付 則

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

平成30年12月7日改正